

改正

平成29年2月22日告示第57号

令和2年3月25日告示第105号

安曇野市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、市が行う入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要領において「建設工事等」とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事の請負並びに測量及び調査
- (2) 設計・工事監理の測量及び調査並びに設計委託
- (3) 物品の購入、製造の請負その他の業務委託

(入札参加停止)

第2条 入札参加停止等の措置要件及び期間は、別表第1から別表第4までに掲げるとおりとする。

2 安曇野市建設工事等指名選定委員会及び安曇野市物品等入札業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、安曇野市入札参加資格者名簿に登録された者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下「入札参加資格者」という。）又はその使用人が措置要件（別表第3第13号に掲げるものを除く。）に該当するときは、情状に応じて、期間を定め、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。

3 市長は、入札参加資格者又はその使用人が別表第3第13号に掲げるものに該当するときは、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。

4 市長は、入札参加停止の通知があつたときは、当該入札参加停止に係る入札参加資格者を入札に参加させ、又は落札者として決定してはならない。この場合において、当該入札参加停止に係る入札参加資格者が現に選定されているときは、選定を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3条 委員会又は市長（以下この条において「委員会等」という。）は、前条第2項又は第3項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき入札参加資格者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

2 委員会等は、前条第2項又は第3項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。ただし、明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者はこの限りでない。

3 委員会等は、前条第2項若しくは第3項又は前項の規定による入札参加停止を行う場合におい

て、当該入札参加停止を受けた入札参加資格者が共同企業体の構成員となっているときは、当該共同企業体について、入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第4条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の期間のうち、最も長いものをもって、それぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ措置要件に定める短期の2倍（当初の入札参加停止の期間が1月に満たないときは1.5倍）の期間（以下「短期加重措置」という。）とする。

(1) 措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、再度措置要件に該当することとなったとき（次号に該当する場合を除く。）。

(2) 別表第3に掲げる措置要件（第10号から第13号までに掲げるものを除く。）に係る入札参加停止の期間の満了後3年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、再度当該措置要件に該当することとなったとき。

3 委員会は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため、措置要件及び前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 委員会は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、措置要件及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

5 委員会は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、措置要件及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。

6 委員会は、入札参加停止期間が満了した入札参加資格者について、別表第3第9号に掲げる場合に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。

7 委員会は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加資格者について入札参加停止を解除するものとする。

8 委員会は、別表第3第5号及び第6号に該当する入札参加資格者のうち、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた入札参加資格者で、違反行為に係る事実の報告等を公正取引委員会に行っていた場合には、入札参加停止の期間の一部又は全部を免除することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第5条 委員会は、第2条第2項の規定により情状に応じて措置要件に定めるところにより入札参

加停止を行う際に、入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 市と締結した契約に係る建設工事等に関し、談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合であって、入札参加資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず別表第3第6号、第8号、第9号に該当したとき。
- (2) 別表第3第5号から第9号に該当する入札参加資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第3第5号、第6号、第9号に該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し別表第3第5号、第6号、第9号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表第3第7号から第9号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。

（報告）

第6条 市長は、建設工事等について、入札参加資格者が措置要件に定める措置要件（別表第3第13号に掲げるものを除く。）のいずれかに該当すると認められるとき、又は市の発注する建設工事等の施工にあたり事故があったときは、遅滞なく報告書（様式第1号）により委員会に報告しなければならない。

（入札参加停止の通知）

第7条 委員会は、次の各号の措置を行ったときは、入札参加停止について（通知）（様式第2号）により市長に通知するものとする。

- (1) 第2条第2項又は第3条（市長が入札参加停止を行うものを除く。）の規定により入札参加停止を行ったとき。
- (2) 第4条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更したとき。
- (3) 第4条第6項の規定により新たに入札参加停止を行ったとき。
- (4) 第4条第7項の規定により入札参加停止を解除したとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の決定の通知を受けたときは、その旨を入札参加停止について（通知）（様式第3号）、入札参加停止期間の変更について（通知）（様式第4号）又は入札参加停止の解除について（通知）（様式第5号）により入札参加停止等を受けた者に遅滞

なく通知するものとする。

- 3 市長は、別表第3第13号の規定により入札参加停止の措置を行ったときは、入札参加停止について（通知）（様式第6号）により遅延なく通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第9条 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は建設工事等の契約保証人となることを承認してはならない。

（入札参加停止に至らない事由に関する措置）

第10条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、入札参加停止措置の原因となる事実又は行為が適用日以前に発生したものについて適用日以後にそのことが明らかになった場合は、この要領を適用するものとする。
- 2 安曇野市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成17年安曇野市告示151号）は、廃止する。

附 則（平成29年2月22日告示第57号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第105号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日後の事由から適用する。
（安曇野市建設工事等指名選定委員会設置規程の一部改正）
- 2 安曇野市建設工事等指名選定委員会設置規程（平成17年安曇野市告示第148号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表第1（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

安曇野市内の粗雑工事等に基づく措置基準

| 措置要件 | | 期間 |
|----------|--|----------|
| 粗雑 工事 | (1) 市が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき | 1月以上6月以内 |
| | (2) 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき | 1月以上3月以内 |

| | | |
|------------|--|-----------|
| 契約 不履行等 | (3) 第1号に掲げる場合のほか、市が発注した建設工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき | 2週間以上4月以内 |
| | (4) 契約を締結しないとき | 1月以上12月以内 |
| | (5) 物品購入等の契約において納期が遅れたとき | |
| | (6) その他正当な理由がなく契約を履行しないとき | |

別表第2（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

事故等に基づく措置基準

| 措置要件 | | 期間 |
|------------------------|---|-----------|
| 安全管理措置不適切により生じた公衆損害事故 | (1) 市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき | 1月以上6月以内 |
| 安全管理措置不適切により生じた公衆損害事故 | (2) 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき | 1月以上3月以内 |
| 安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故 | (3) 市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき | 2週間以上4月以内 |
| 安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故 | (4) 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき | 2週間以上2月以内 |

別表第3（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措置要件 | | 期間 |
|------|-------------------------|-------------------|
| 贈賄 | (1) 入札参加資格者又はその使用人が、市職員 | 逮捕を知った日から公訴の提起又は公 |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| | <p>に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたと き</p> | <p>訴を提起しない処分が行われたことを 知った日まで</p> |
| | <p>(2) 次のア、イ、又はウに掲げる者が、市職員 に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起さ れたとき</p> <p>ア 入札参加資格者である個人、又は入札参加 資格者である法人の代表権を有する役員（代 表権を有すると認めるべき肩書を付した役員 を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 入札参加資格者の役員（執行役員を含む。）、 又はその支店若しくは営業所（常時、建設工 事等の契約を締結する事務所をいう。）を代 表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一 般役員等」という。）</p> <p>ウ 入札参加資格者の使用人でイに掲げる者以 外のもの（以下「使用人」という。）</p> | <p>公訴を知った日から</p> <p>8月以上24月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>6月以上12月以内</p> |
| | <p>(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が県内の他の 公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑によ り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起さ れたとき</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>4月以上8月以内</p> |
| | <p>(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、県外の公 共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され たとき</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>2月以上4月以内</p> |
| 独占 禁止 法違 反行 為 | <p>(5) 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第 1号に違反し、建設工事等の契約の相手方とし て不適当であると認められるとき（次号及び第 9号に掲げる場合を除く。）</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>4月以上18月以内</p> |
| | <p>(6) 市又は県内の他の公共機関と締結した契約</p> | <p>当該認定をした日から</p> |

| | | |
|----------------------------|--|---------------------------------|
| | に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき | 6月以上18月以内 |
| 競売 入札 妨害 又は 談合 | (7) 入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。） | 逮捕又は公訴を知った日から 4月以上24月以内 |
| | (8) 市又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき | 逮捕又は公訴を知った日から 6月以上24月以内 |
| 重大な独占禁止法違反行為等 | (9) 市と締結した契約に係る建設工事等に関し、次のア又はイに掲げる事由に該当することとなったとき（当該建設工事等が政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける場合に限る。）。 ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（入札参加資格者である法人の役員若しくは使用人、入札参加資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。） イ 入札参加資格者である法人の役員若しくは使用人、入札参加資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき | 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6月以上36月以内 |
| 虚偽記載 | (10) 市が発注する建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争等において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料、その他の調査資料及び工事書類等に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき | 当該認定をした日から 1月以上6月以内 |
| 不正又は | (11) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工 | 当該認定をした日から 1月以上9月以内 |

| | | |
|--------|--|------------------------------|
| 不誠実な行為 | 事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき (12) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき | 当該認定をした日から 1月以上9月以内 |
| 国・県の措置 | (13) 別表第1、別表第2、前各号又は別表第4に該当する場合で、国又は長野県が入札参加停止処分を行ったとき | 国又は長野県の入札参加停止期間のうち、いずれか長い期間内 |

別表第4（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

暴力団との関係に基づく措置基準

| | 措置要件 | 期間 |
|-------|---|--------------------------------|
| 暴力団関係 | (1) 代表役員等、一般役員等が暴力団員であると認められるとき、又は暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき | 当該認定をした日から1年を経過し、改善されたと認められるまで |
| | (2) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき | 当該認定をした日から 3月以上9月以内 |
| | (3) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき | 当該認定をした日から 2月以上6月以内 |
| | (4) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき | 当該認定をした日から 2月以上6月以内 |
| | (5) 市が発注した建設工事等の施工において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを | 当該認定をした日から 2月以上か6月以内 |

| | | |
|--|---------------------------|--|
| | 知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき | |
|--|---------------------------|--|